（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和八年度に限り、第二十九条中「〇・八六三」とあるのは、「東京都にあつては〇・八五七、その他の道府県にあつては〇・八六三」とする。

（令和八年度から指定都市等に該当しなくなつた市における事業所税の基準税額の算定方法）

第十八条　令和八年度に限り、令和八年度から指定都市等に該当しなくなつた市における事業所税の算定については、第三十七条算式中「0.74925」とあるのは、附則別表第十五に定めるところによるものとする。

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和八年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

［略］

B　令和７年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和８年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和八年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和七年度に限り、地方揮発油譲与税の基準税額は、第二十九条の規定にかかわらず、東京都にあつては〇・九七三を乗じて得た額から第一号に定める額を控除した額とし、その他の道府県にあつては〇・九七二を乗じて得た額から第二号に定める額を控除した額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.013118579

算式の符号

A　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第２条に係る額の合算額

二　次の算式によつて算定した額

算式

B×0.0013118826

算式の符号

B　前号の算式の符号Aに同じ。

第十八条　削除

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和七年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額（次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

［同左］

B　令和６年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和７年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和七年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定